

第16回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年1月24日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席者

【委員】

飯島泰委員，伊藤久美子委員，太田とよ委員，大西清委員，河北浩峰委員，倉田謙文委員，長井理委員，何川高委員，西澤博委員，林道春委員，藤本真理委員，村田健二委員

（五十音順）

【事務担当者】

荻野刑事首席書記官，田中民事首席書記官，梶本事務局長，村田事務局次長，鈴木総務課長

4 議事

(1) 開会あいさつ（林委員長）

(2) 飯島委員による基調説明（被害者参加制度を始めとする刑事裁判における犯罪被害者保護制度の概要について）

(3) 津地裁庁舎内施設見学

(4) 意見交換（テーマ「被害者参加制度について」）の要旨

【○委員，●裁判所】

○ ビデオリンクシステムを利用して被害者の証人尋問を実施する時に，被害者の姿をモニターを通して被告人に見せると，事案によっては，被害者が傷つくことも想定されるのではないか。また，被害者が子どもの場合には，誰かが付添うのか。

- 被害者によっては、証言する姿を見られたくない、見られると圧迫を受けて証言ができないということもある。被害者の意向を聞き、被告人や傍聴人からは、モニターが見えないようにすることができる。ビデオリンクを利用する場合は、被告人、傍聴人から見えないように衝立等による遮へいを併用するケースが多い。被害者が子どもや精神的に不安定な人の場合は、母親などサポートができる人が付添うこともある。
- ビデオリンクの画面について、証人のアップや全体像などへの切り替え等の操作を裁判長が行うのはどうしてか。
- 裁判長には、訴訟の進行一切を司る役割がある。裁判長は、進行を考えながら、場合によっては、モニター映像を遮断する判断をしなければならないこともある。
- 訴訟の進行一切を司りながら画面操作まで行うとなると、過度の負担にならないのか。
- 操作は簡単であり、慣れれば負担にはならない。
- 法廷では、証人席と被告人席の間に、遮へいをする衝立はあったが、被告人席と証人席の位置が近いと思った。遮へいで被告人の姿が見えなくても、被告人が証人を傷つける言葉を発したらどうなるのかという心配はある。
- 否認事件で、犯人の同一性が争点の場合に、証人に対し、あなたが目撃した人はこの被告人ですかと質問する時は、ビデオリンクの画面に被告人を映すことはないのか。何か配慮はあるのか。
- 犯人かどうかを確認するために、証人に、被告人の顔を見てもらわなければならないこともあるが、その場合は、事前に、証人に対し、被告人の顔を映すことの承諾を得るようにしている。
- 裁判員裁判でビデオリンクを利用する場合、裁判員は、別室にいる証人の姿、法廷の被告人の反応、表情を同時に見たいと思うであろうが、裁判官や裁判員が座っている位置からは、両方の反応を見るのは難しいのではないのか。

ビデオリンクの画面に、証人と被告人の両方を映して、両方の反応を見比べることはできないか。

- 将来的に、そういう画面操作ができるよう工夫できたらよいと思う。
- 裁判が終わった後の被害者のフォローはどうなっているのか。
- 検察庁では、犯人の受刑中の処遇状況、刑務所から釈放になる時期、釈放になったことの通知などを行う制度がある。

(5) 次回意見交換のテーマ

「DV（保護命令）事件について」

(6) 次回期日

平成23年7月4日（月）午後1時30分から午後3時30分